平成２０年（フ）第８８３７号・平成２２年（フ）第５６６・１３１３号
兵庫県芦屋市岩園町11番７号、主たる営業所の所在地大阪市北区西天満４丁目６番19号北ビル２号館５階502号室村上法律事務所
債務者　村上　充昭
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６号
宮城県石巻市門脇字二番谷地４番地14、旧住所宮城県石巻市蛇田字新東前沼340番地６
債務者　大槻　清吾
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮城県石巻市蛇田字北久林１番地３
債務者　齋藤　　忠
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
大阪府八尾市福万寺町南１丁目６番地の32
債務者　尾崎里恵子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
大阪市平野区加美北７丁目７番39号　セグレスト平野506号
債務者　田中　　正
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６１４号
奈良県大和高田市東雲町６番29号
債務者　酒谷塗装こと　酒谷　國治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
奈良県御所市大字元町10番地の63
債務者　森川　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
奈良県御所市大字栗阪388番地
債務者　坂本　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
奈良県御所市大字西寺田369番地
債務者　宮崎　和典
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
奈良県御所市大字三室304番地　サニークアイエットⅠ103号室、前住所奈良県御所市大字幸町１番地の９
債務者　筧　　千範
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２―11―13リバーサイド王寺５階507号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小林町414番地72
債務者　木治亜紀子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
奈良県大和高田市栄町１番５―308号
債務者　島津　三郎
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
奈良県御所市大字幸町152番地の９―106号、前住所奈良県御所市大字蛇穴124番地の１
債務者　瀧本　　弓
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
函館市湯川町１丁目７番４号
債務者　加藤　敬人
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
函館市石川町107番地８
債務者　岩松　勝浩
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
函館市大手町20番19―302号
債務者　早坂　信子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
函館市東山２丁目11番11号
債務者　濱口ますみ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
函館地方裁判所